

令和2年度抗インフルエンザウイルス薬等安定供給方針

1 目的

北海道におけるインフルエンザ対策の一つとして、関係機関・団体が連携・協力し、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）の安定供給に努めることとする。

2 各関係機関・団体の実施事項

(1) 北海道

- ア 医薬品卸売販売業者の協力を得て、適宜、抗インフルエンザウイルス薬等の入荷、供給、在庫状況を把握するとともに、保健所を通じて、道内の抗インフルエンザウイルス薬等の在庫状況等に関する情報を収集し、これらの情報等を総合的に勘案のうえ、必要に応じ、医療機関及び医薬品卸売販売業者に協力を要請するなど、安定供給に努める。
- イ 感染の拡大等により市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬に不足が生じると判断した場合、「道備蓄抗インフルエンザウイルス薬供給マニュアル」に基づき道が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を供給する。また、道が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬に不足が生じると判断した場合は、国に対し、国が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の供給要請を行う。

(2) 保健所設置市

道が実施する在庫状況等の調査に協力する。

(3) 北海道医師会及び郡市医師会

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給に資するための情報収集に努め、必要に応じ、各会員へ副反応や安全管理を含めた情報提供に努める。

(4) 医療機関

- ア 保健所が行う抗インフルエンザウイルス薬等の在庫状況等の調査等に協力する。
- イ 抗インフルエンザウイルス薬の注文を行う際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザの流行状況や前年度使用実績等を踏まえた適正量とする。
- ウ 市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響を考慮し、医薬品卸売販売業者が行う分割納入に協力する。

(5) 北海道薬剤師会

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給に資するための情報収集に努め、必要に応じ、各会員へ副反応や安全管理を含めた情報提供に努める。

(6) 薬局

- ア 保健所が行う抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等の調査等に協力する。
- イ 抗インフルエンザウイルス薬の注文を行う際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザの流行状況や前年度使用実績等を踏まえた適正量とする。
- ウ 市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬の在庫量に与える影響を考慮し、医薬品卸売販売業者が行う分割納入に協力する。

(7) 北海道医薬品卸売業協会

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給に係る情報を収集するとともに、医薬品卸売販売業者の連携・協力に関して、必要な調整に努める。

(8) 医薬品卸売販売業者

ア 抗インフルエンザウイルス薬等の注文を受ける際には、備蓄目的での注文を控えるよう医療機関及び薬局に理解を求める。

イ 抗インフルエンザウイルス薬等の追加注文を受ける際には、医療機関及び薬局の在庫量等を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起らないよう配慮する。

ウ 流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響を考慮し、必要に応じて、分割納入を行う。

3 各関係機関・団体の連携

(1) 北海道、保健所設置市、北海道医師会及び郡市医師会、北海道薬剤師会、北海道医薬品卸売業協会、医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者は、抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給等に関して相互に連絡・情報交換に努める。

(2) 北海道は、市町村や医療機関等の関係機関との調整を行う。

4 会議

(1) その他抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給に関し、関係機関・団体との協議を必要とする場合には、抗インフルエンザウイルス薬等安定供給連絡会議を開催する。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬等安定供給連絡会議は、次の関係団体等をもって構成する。

ア 北海道

イ 一般社団法人北海道医師会

ウ 一般社団法人北海道薬剤師会

エ 一般社団法人北海道医薬品卸売業協会

オ 株式会社ほくやく

カ 株式会社スズケン

キ 株式会社モロオ

ク 東邦薬品株式会社

ケ 株式会社メディセオ

コ アルフレッサ株式会社

サ 北海道厚生農業協同組合連合会

シ 札幌市保健所

ス 旭川市保健所

セ 小樽市保健所

ソ 市立函館保健所